

精神障害者地域生活支援とうきょう会議

「地域連携活動」要綱

(目的)

第1条 精神障害者に対する東京都内の地域生活支援の向上に資する会員の地域連携活動を支えることを目的としこの要綱を定める。

(新規活動の承認)

第2条 会員同士が定期的に企画・運営を行った実績が1年以上ある活動について、運営委員会が認知している場合で、その活動を運営している会員が「とうきょう会議」から予算配分を受けて活動しようとする場合には、運営委員会に対して過去の活動報告書と今後の活動計画書を提出し、運営委員会において面談を行った上で、承認された場合には、運営委員会は、「地域連携活動」(仮称)の一つとして位置付けることができる。

(活動の主体)

第3条 この活動の運営者は、当会の会員であるか、団体会員の構成員であることを条件とする。

(活動の参加対象者と告知)

第4条 この活動の実施にあたっては、その活動の参加対象者を限定せず、全ての会員に参加の機会が与えられるよう、全ての会員に開催の告知を行うことを条件とする。具体的には、会員メーリング・リストに情報を配信することで足りるものとする。

(運営委員会への参加)

第5条 この活動を運営する会員は、当会の他の部会と同様に、運営者の内の1名が必ず運営委員会に参加しなければならない。

(報告)

第6条 この活動を運営する会員は、当会の他の部会と同様に、実施した活動について運営委員会に対して報告する他、会報 Tokyo Letter に活動報告を掲載しなければならない。

(活動報告・決算書及び活動計画・収支予算書の提出)

第7条 この活動を運営する会員は、当会の他の部会と同様に、当年度末終了後、遅滞なく活動報告書及び収支決算書並びに翌年度の活動計画書及び収支予算書を取りまとめ、運営委員会が指定する期日までにこれを提出し承認を得た上で、会員総会での承認を得なければならない。

(活動の廃止)

第8条 この活動を運営する会員が、活動の継続が困難な状況になった場合には、遅滞なく運営委員会に対し、その状況を報告しなければならない。

2 運営委員会による検討によっても、活動の継続が困難な状況だと判断される場合には、運営委員会の決議により、当該活動を廃止することができる。

3 前項の場合、廃止しようとする活動の運営者は、活動を廃止する年度の活動報告と収支決算書を運営委員会に提出し承認を得なければならない。当該年度の活動と決算を審議する総会に出席しなければならない。

(活動の差し止めと廃止)

第9条 運営委員会が当会として不適切な活動であると判断する場合、運営委員会は、その活動の運営者に対して改善を求めることができる。

2 前項によっても、改善が見られない場合、運営委員会は、その活動の運営者に活動の差し止めを求め、活動を廃止することができる。

3 前項により、活動の差し止めを求められ、運営委員会によって廃止が決定した活動の運営者は、活動を廃止する年度の活動報告と収支決算書を運営委員会に提出し承認を得なければならない。当該年度の活動と決算を審議する総会に出席しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項については、運営委員会で決定し、会員に広報する。

附則

この要綱は平成24年4月1日より効力を有する。